

都市計画道路見直し説明会
質問及び意見に対する市の考え方

令和3年5月12日 メールにて問い合わせ

番号	意見（概要）	市の考え方
1-1	<p>【全線】 今回の都市計画道路の見直しは、実施予定まで含めて存続／廃止の検討をしているのか？もしくは「現段階で確実に不要な計画」を省くためのものか？</p>	<p>見直しについては、実施予定まで踏まえたものではありませんが、現在およびこれからの社会情勢の変化等を見据えて、「計画上の必要性がないもの」、あるいは「計画上の必要性を代替する道路があるもの」を廃止として検討しています。また、今後も将来的な変化を見据えて、概ね10年ごとの見直しを考えています。</p>
1-2	<p>【全線、北尾張中央道】 「計画存続」となった35路線 56区間について、今後の実施予定まで含めた検討か？具体的には、私の住居に関わる「区間1-2」の今後の計画の有無について教えて欲しい。</p>	<p>計画上の必要性等について検討したものです。 「区間1-2」につきましては、市としても重要な路線であると考えており、愛知県に対し要望をしています。具体的な時期につきましては、現段階では、未定です。</p>
1-3	<p>【北尾張中央道】 「区間1-2」に今後の計画があるのであれば、スケジュールを教えて欲しい。</p>	<p>現段階では、未定です。</p>
1-4	<p>【北尾張中央道】 計画道路上には既に多くの住居があるが、計画道路をずらす可能性はあるのか？</p>	<p>基本的には、都市計画道路の線形変更はありませんが、道路構造令の改正等により、必要に応じて都市計画変更を行う場合があります。</p>
1-5	<p>【北尾張中央道】 計画道路をずらすのであれば、事前に住民への説明と同意は得てから進めて欲しい。</p>	<p>都市計画の変更にあたっては、諸法令に従い、今回同様（説明会、関係機関との協議、案の縦覧、都市計画審議会等）の手続きを行うこととなります。また、事業実施の際にも、説明会を開催する予定です。</p>

都市計画道路見直し説明会
質問及び意見に対する市の考え方

令和3年5月18日 本庁舎14階 大会議室

番号	意見（概要）	市の考え方
2-1	<p>【一宮舟津線】</p> <p>「歩道設置要望に対して、市と県で調整・検討する」とあるが、都市計画道路は一宮市だけで作っていくものではないということか？</p>	<p>都市計画道路の決定にあたっては、県と市があります。事業主体についても県と市があります。</p> <p>当該路線においては、県決定の路線になりますが、事業主体については、決まっていません。</p>
2-2	<p>【全線】</p> <p>「廃止（代替道路）」の路線（オレンジ色）は、都市計画道路が無くなるということか？それとも都市計画道路の幅員が変わることか？</p>	<p>都市計画道路の計画を廃止するということです。</p>
2-3	<p>【全線】</p> <p>「廃止（代替道路）」の路線（オレンジ色）が無くなると、骨格を形成する道路が無くなってしまわないか？</p>	<p>計画上の必要性を代替する道路（現道）がありますので、道路ネットワークとしては問題ありません。</p>
2-4	<p>【全線】</p> <p>廃止になる路線で現状歩道が無い路線に対しては、今後、片側だけでも歩道設置を行っていく等の考えはあるのか？</p> <p>都市計画道路の廃止の話とは別になるが、歩道・交差点改良等の安全対策を考えた道路整備を要望したい。</p>	<p>現段階での整備方針はありませんが、具体的な要望箇所があれば、道路管理者へ伝えます。</p>
3-1	<p>【一宮舟津線】</p> <p>R2.9月案では廃止になっていた路線が、今回存続となっているが、変更になった区間すべてを、新たに道路整備していくということか？</p>	<p>国道22号交差点の東から赤見小学校までの区間の歩道設置要望を受けての変更です。どの区間までを都市計画道路として存続するかは、交差点形態など総合的に考える必要があり、全線を継続検討としました。</p>
3-2	<p>【一宮舟津線】</p> <p>歩道設置を進めていく際には、都市計画道路の計画幅で行っていくこととなるか？</p>	<p>歩道設置の必要性も含めて見直しを行うため継続検討するものです。具体的に事業化される段階において、計画幅の見直しを検討することもあります。</p>

番号	意見（概要）	市の考え方
3-3	<p>【一宮舟津線】</p> <p>都市計画道路の見直しを行う際は、この路線のなかでも、地域の必要性に応じて、部分的に廃止・存続を検討することもあるのか？</p> <p>また、その際には、地元に対してこのような説明会の場があるのか？</p>	<p>現段階では具体的な事業化の目処が立っていないため、部分的な廃止・継続の判断が難しいことから、全てを継続検討としています。事業化の目処が立った段階で、部分的な都市計画道路の変更が必要か検討することになります。</p> <p>都市計画道路の変更を行う際には、今回同様（説明会、関係機関との協議、案の縦覧、都市計画審議会等）の手続きをします。</p>
4-1	<p>【一宮舟津線】</p> <p>今回の見直しで存続になったとしても、計画路線の延長が長いために事業化の目処が立たないと言われては意味が無い。早期事業化を視野に入れた計画をお願いしたい。</p>	<p>現段階で具体的な時期は未定ですが、地元の要望も聞きながら、今後早期着手できるよう検討します。</p>
4-2	<p>【一宮舟津線】</p> <p>スケジュールで示された変更決定の時期においては、何が決定されることになるのか？何か事業計画案が示されるのか？</p>	<p>今回の変更決定というのは、都市計画道路の廃止について、変更決定するものです。</p>
5-1	<p>【全線】</p> <p>廃止の理由について、今後市街化が見込めないとあるが、逆に道路整備を行うことで、人口を呼び込み活性化に繋がるとも思うが、その点についての考えを教えて欲しい。</p>	<p>道路整備は市街化開発の一助を担う側面もありますが、人口減少を加味したコンパクトなまちづくりを考えており、総合的な観点から判断しています。</p>
6-1	<p>【北通線】</p> <p>全員ではないが地元住民の方から廃止にして欲しいという意見がある。また、区間 25-1、25-2 北通線の代わりに北の方で都市計画道路を決定してはどうか？</p>	<p>代替する道路がないことから、北通線は都市計画上必要な路線と考え、存続としています。今回の見直しでは、新たな路線検討はしません。</p>